

カナン国際教育学院

学則

東京都江東区大島3丁目23番8号 木下ビル

カナン国際教育学院

カナン国際教育学院 学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、日本語運用能力に優れた生徒を育成し、もって日本国及び外国人の祖国の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、カナン国際教育学院という。

(位置)

第3条 本学は、東京都江東区大島3丁目23番8号木下ビルに置く。

(自己点検・評価)

第4条 1 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため本学における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 コース、修業年限、定員及び休業日

(コース・修業年限・定員)

第5条 本学のコース、修業年限、定員及びクラス数は、次の表の通りとする。

第一部・ 第二部の別	コース名	昼・夜・ 通信の別	修業年限	入学 定員	総定 員	クラス数	備考
第一部	進学2年コース	昼	2年	40人	80人	4クラス	4月生
	進学1年9か月コース	昼	1年9か月	20人	40人	2クラス	7月生
	進学1年6か月コース	昼	1年6か月	20人	40人	2クラス	10月生
	進学1年3か月コース	昼	1年3か月	20人	40人	2クラス	1月生
	計			100人	200人	10クラス	

第二部	進学 2 年コース	昼	2 年	40 人	60 人	3 クラス	4 月生
	進学 1 年 9 か月コース	昼	1 年 9 か月	40 人	80 人	4 クラス	7 月生
	進学 1 年 6 か月コース	昼	1 年 6 か月	20 人	40 人	2 クラス	10 月生
	進学 1 年コース	昼	1 年	20 人	20 人	1 クラス	4 月生
	計			120 人	200 人	10 クラス	
合計				220 人	400 人	20 クラス	

(始期・終期等)

- 第 6 条 1 本学の各コースは、1 月、4 月、7 月及び 10 月に始まり、3 月に終わる。
2 前項の期間は次の表の通りとする。

入学時期	コース	期間
(1) 1 月入学生	進学 1 年 3 か月コース	1 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
(2) 4 月入学生	進学 1 年コース	4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
	進学 2 年コース	4 月 1 日から翌々年 3 月 31 日まで
(3) 7 月入学生	進学 1 年 9 か月コース	7 月 1 日から翌々年 3 月 31 日まで
(4) 10 月入学生	進学 1 年 6 か月コース	10 月 1 日から翌々年 3 月 31 日まで

(学期)

- 第 7 条 学期は、4 学期制とし、次の表の通りとする。

第 1 学期	4 月 1 日から 6 月 30 日まで
第 2 学期	7 月 1 日から 9 月 30 日まで
第 3 学期	10 月 1 日から 12 月 31 日まで
第 4 学期	1 月 1 日から 3 月 31 日まで

(休業日)

- 第 8 条 1 本学の休業日は、次の通りとする。
- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
 - (3) 夏期休業（7 月下旬から 8 月中旬まで）
 - (4) 冬期休業（12 月下旬から 1 月上旬まで）
 - (5) 春期休業（3 月下旬から 4 月上旬まで）
 - (6) 開校記念日 10 月 1 日
- 2 校長は、特別の事情があると認めたときに限り、休業期間を変更することができる。
- 3 教育上必要であり、且つ、止むを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

4 非常災害、その他急迫の事情があると校長が認めたときは、臨時に授業を行わないことがある。

(授業の終始時刻及び配分)

第9条 1 授業の終始時刻は、次の通りとする。

- (1) 第1部 午前9時00分～午後0時20分
- (2) 第2部 午後1時10分～午後4時30分

2 授業の終始時刻内の時間配分は、次の通りとする。

- (1) 第1部

第1時限	午前9時00分～午前9時45分
(休憩5分)	
第2時限	午前9時50分～午前10時35分
(休憩10分)	
第3時限	午前10時45分～午前11時30分
(休憩5分)	
第4時限	午前11時35分～午後0時20分

- (2) 第2部

第1時限	午後1時10分～午後1時55分
(休憩5分)	
第2時限	午後2時00分～午後2時45分
(休憩10分)	
第3時限	午後2時55分～午後3時40分
(休憩5分)	
第4時限	午後3時45分～午後4時30分

3 校長が教育上必要であると認めたときに限り、授業の終始時刻及び配分を変更することができる。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第10条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、別表1の通りとする。

(学習の評価)

第11条 学習の評価は、試験成績、出席状況、授業態度、生活指導等を総合した上で、5段階評

価をつける。

(教職員組織)

第12条 1 本学に次の教職員を置く。

(1) 校長

(2) 主任教員

(3) 教員

(1) から (3) の合計で教員 20 名以上 (うち、専任 10 名以上)

(4) 生活指導担当者 2 名以上 (うち、専任 2 名以上)

(5) 事務職員 1 名以上 (うち、専任 1 名以上)

2 前項のほかに、必要な教職員を置くことができる。

3 校長は、生活指導校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

4 生活指導担当者は、事務職員が兼ねることができる。

第4章 入学、休学、退学、転学、進級、卒業及び賞罰

(入学資格)

第13条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

(1) 12 年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者。

(2) 年齢が 18 歳以上の者。

(3) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者。

(4) 信頼のおける保証人を有する者。

(入学時期)

第14条 本学への入学は、年 4 回とし、その時期は、1 月、4 月、7 月及び 10 月とする。

(入学手続)

第15条 本学の入学手続は、次の通りとする。

(1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第22条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。

(2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。

(3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第22条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学・復学)

- 第16条 1 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、5日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。
- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出、校長の許可を得た上で復学することができる。

(退学)

- 第17条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(転学)

- 第18条 他の日本語学校へ転学しようとする者は、その事由を記し、当校及び転学先の日本語学校の校長から許可を受けなければならない。

(進級・課程修了・卒業の認定)

- 第19条 1 校長は、第11条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して進級を認定する。
- 2 校長は、教育課程で定められた各授業科目について、第11条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。
- 3 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒章)

- 第20条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

- 第21条 1 生徒が、この規則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。
- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当な理由がなく出席が常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第22条 本学の生徒納付金は、次の通りとする。

(1)	入学検定料	20,000円
(2)	入学金	50,000円
(3)	授業料	57,916円（月額）
(4)	教材費	30,000円（年額）
(5)	施設費	50,000円（年額）

(納 入)

- 第23条 1 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。
- 3 既に納入した授業料、入学金、入学検定料及びその他の学費は、原則として返還しない。但し、入学前に入学辞退の意志表明をした場合は、入学金、入学検定料、選考料を除いた授業料等は返還する。
- 4 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞 納)

第24条 生徒が、正当な理由なく、かつ所定の手続を行わずに、授業料を6か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第25条 既に納付した生徒納付金は、返金規定に従って返還する。

第6章 雜 則

(寄宿舎)

第26条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第27条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(細 則)

第28条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

(附 則) この学則は、平成30年4月1日から施行する。

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

この学則は、令和8年4月1日から施行する。

以上

(別表 1) 教育課程、授業時間、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

本学院の各コース別の教育課程及び授業時間は、次のとおりとする。
ただし、ここにいう一授業時間とは 45 分とする。

(1) 日本語教育進学 2 年コース (総授業時間 約 1600 時間)

授業科目	内 容	総学習時間
文字・語彙	漢字の読み方・書き方、同音異義語、慣用句等	400
文 法	基礎日本語文法、表現文型等 (上級レベル)	740
会 話	発音・日常会話・自己表現・スピーチ	80
読 解	評論・解説・エッセイ、広告・お知らせ等	120
聴 解	音の識別・情報を引き出す・内容理解	120
作 文	文の書き方・構成・要約・論述文体等	140
計		1600

(2) 日本語教育進学 1 年 9 ヶ月コース (総授業時間 約 1400 時間)

授業科目	内 容	総学習時間
文字・語彙	漢字の読み方・書き方、同音異義語、慣用句等	350
文 法	基礎日本語文法、表現文型等 (上級レベル)	630
会 話	発音・日常会話・自己表現・スピーチ	70
読 解	評論・解説・エッセイ、広告・お知らせ等	110
聴 解	音の識別・情報を引き出す・内容理解	110
作 文	文の書き方・構成・要約・論述文体等	130
計		1400

(3) 日本語教育進学 1 年 6 ヶ月コース (総授業時間 約 1200 時間)

授業科目	内 容	総学習時間
文字・語彙	漢字の読み方・書き方、同音異義語、慣用句等	300
文 法	基礎日本語文法、表現文型等 (上級レベル)	520
会 話	発音・日常会話・自己表現・スピーチ	60
読 解	評論・解説・エッセイ、広告・お知らせ等	100
聴 解	音の識別・情報を引き出す・内容理解	100
作 文	文の書き方・構成・要約・論述文体等	120
計		1200

(4) 日本語教育進学 1 年 3 ヶ月コース (総授業時間 約 1000 時間)

授業科目	内 容	総学習時間
文字・語彙	漢字の読み方・書き方、同音異義語、慣用句等	250
文 法	基礎日本語文法、表現文型等 (上級レベル)	420
会 話	発音・日常会話・自己表現・スピーチ	50
読 解	評論・解説・エッセイ、広告・お知らせ等	90
聴 解	音の識別・情報を引き出す・内容理解	90
作 文	文の書き方・構成・要約・論述文体等	100
計		1000